

入札監理小委員会  
第532回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第532回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成31年2月15日（金）14：01～16：18

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

○電子海図システム管理装置ほか一式借入保守（国土交通省）

### 2. 事業評価（案）の審議

○JSTセキュリティ監視運用業務（国立研究開発法人科学技術振興機構）

○ネットワークシステムの運用管理業務（金融庁）

○情報基盤サービス業務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

○広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務（警察庁）

### 3. その他

#### <出席者>

（委員）

井熊主査、梅木副主査、関野副主査、宮崎専門委員、大山専門委員

（国土交通省）

海上保安庁 海洋情報部 航海情報課

梶村室長、長尾上席海図編集官、浅野海図編集官、手登根係長

（国立研究開発法人科学技術振興機構）

業務・システム部 頼母木部長、植松調査役

（金融庁）

総合政策局 秘書課 情報化統括室 峯村室長、稲葉総括補佐、窪田課長補佐

大塚CIO補佐官

総合政策局 秘書課 管理室 小林課長補佐

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

システム業務部 大江部長、安庭CIO補佐、安藤統括主幹、中尾主査、呉地主査、  
市川専門調査員、中村主任

(警察庁)

交通局 交通規制課 交通管制技術室 岡本室長

交通局 交通規制課 齋藤課長補佐

情報通信局 情報通信企画課 坂口課長補佐

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第532回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の電子海図システム管理装置ほか一式借入保守の実施要項（案）、国立研究開発法人科学技術振興機構のJSTセキュリティ監視運用業務の事業評価（案）、金融庁のネットワークシステムの運用管理業務の事業評価（案）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の情報基盤サービス業務の事業評価（案）、警察庁の広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務の事業評価（案）の審議を行います。

初めに、国土交通省の電子海図システム管理装置ほか一式借入保守の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。最初に実施要項（案）につきまして海上保安庁海洋情報部航海情報課海図審査室、梶村室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○梶村室長 海上保安庁海洋情報部航海情報課の梶村でございます。では、説明をさせていただきます。

まず、電子海図システムでございますが、これは航海安全の確保のために国際基準に基づいて電子海図、それから灯台表といったものを刊行するものでございます。刊行物を作製・維持、それから管理を行うために電子海図システムを導入しております。航海情報課の職員約50名が勤務時間内で使用することを想定しておりまして、朝の8時半から20時まで稼働しているものでございます。この電子海図システムは導入時期が異なる装置が接続されておりまして、お互いに連携して機能を提供しているものでございます。

この電子海図システムですが、総合評価方式によりまして5年ごとに更新を行っております。受託している事業者が平成21年度からNECネクサソリューションズになります。単年度当たりの経費が約3,000万円です。第1期の市場化テストでは、総合評価方式によりまして平成26年7月から平成31年3月の間について実施しております。応札業者が1者で、入札不参加者に対してヒアリングを行ったところ、仕様を確認して参加が困難と判断したという回答を得ております。

第2期の市場化テスト、これは来年度からの話になりますが、市場化テストとして契約方式を最低価格落札方式に変更し、電子海図システム管理装置ほか一式とソフトウェア借入の2つに分けて調達を行う予定としております。電子海図システムの一式借入保守ですが、第1期の市場化テストでは競争性の確保の観点から既存の1者しか事業をできない状況にありまして、多くの事業者が当該事業に参加できるよう電子海図システムの入札対象を改善する余地があるとして、引き続き市場化テストを継続することが適当であるという

評価を受けております。今後の方針といたしまして、異なる年度で整備した機器の借入保守期間を延長いたしまして、平成28年度整備分の最新更新時期にあわせて一括更新を行いたいと考えております。そのことから平成31年度は機器の更新を行わない予定としております。

本システムで使用している海図等を作成するソフトウェアのライセンスが含まれておりますので、この調達につきまして2つに分けております。装置の借入保守経費のうちソフトウェアのライセンス料が多くを占めておりますので、このソフトウェアのライセンスにつきまして、毎年調達するよりは一括32カ月分を調達したほうがコスト削減になるといところから、電子海図システムの装置の調達と分けて行うことにしております。

実施要項の仕様につきましては大きく変わるところはありません。1期の実施要項・仕様書のサーバーの部分とソフトウェアの部分に分けて、消費税の変更、請負業務の引き継ぎなどの項目を追加した修正となっております。

今後の市場化テストにつきましてですが、次回の更新を平成34年2月にしておりますので、それまでは機器の更新を行わない、現行の受託事業者との契約となると想定しております。そのため一括更新を行う平成34年2月までの間は、競争性は確保できない、期待できないところから一旦市場化テストを休止することにしたと考えております。一括更新し競争性を確保できる環境が整う平成34年3月に向けて市場化テストを行うことにしたいと考えております。以上で説明を終わります。

○井熊主査 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しましてご質問・ご意見のある委員がいらっしゃいましたらご発言いただきます。いかがでしょうか。

○関野副主査 今、ハードとソフトを分けますというご説明で、ハードのほうは第2期としてはいつからいつまで。

○梶村室長 第2期としては現在の借り入れが来年度の6月までになっておりまして、来年度の7月から3月までが第2期の1カ年目になります。第2期の2カ年目、3カ年目という形で年度ごとに機械は借り入れを行うと考えております。

○関野副主査 現実を考えて、ハードのものは3カ月を使って、それからまたあと1年1年となるわけですね。全く別のメーカーのものになるというか、ハードとしてはそういうことを想定されているわけですか。

○手登根係長 すみません、今のご質問なんですけれども、4月から6月を分けている理由は、当初1期目の更新の際に借入予定期間を5年としておりました。そのため4月から

6月までの間は現行の体制の借料のままで保守ができる。ですけれども、7月からはライセンスが切れることとなりますので、またライセンスを購入しないといけないことになる。そのため4月から6月、7月から3月までと分けている次第です。

○関野副主査 7月以降またライセンスを買って機器を借りますよね。また9カ月たったら変えるわけですよね。

○手登根係長 現行のシステムをそのまま、ハードはそのまま使用して契約期間を延長していくと考えております。

○関野副主査 すみません、わかりました。契約の期間を変えていくだけであって物自体は変えるつもりはないということですね。

○手登根係長 全くありません。

○関野副主査 わかりました。それでソフトウェア自体はライセンス料がかかるので長くしたと。

○手登根係長 そのとおりです。1年で借り入れると単価が高くなってしまいますので、3年にわたるとその分リース料が減る。例えば1年で1万円だとした場合に3年だと3万円かという、そうではなくてやはり割引があります。ただリース料率がかかるので少し高くなりますが、単年度ごとに契約するよりは安くなると考えていますので、そのようにしました。

○関野副主査 それはNECネクサさんがそのように言っているという話でよろしいんですか。

○手登根係長 この海図に必要なソフトウェアなんですけれども、特殊なソフトウェアで、今ハードを借り入れているのはNECネクサソリューションズで、ライセンス料も含めて借り上げています。ただソフトウェアの製造メーカーはまた別にあって、日本総合システム株式会社というところがあります。ですからそちらから見積もりをとって確認をしました。

○関野副主査 ということは、第2期のところでのソフトウェアはほかの業者さんが参入できることはあまり考えられないんですか。

○手登根係長 考えられるのは現行のシステムを保守、請け負っている業者、NECネクサソリューションズと、先ほど申し上げました製造メーカーである日本総合システム株式会社が入ってくれるのではないかと期待はしております。

○関野副主査 第1期には7者応札があったわけですね。今回はどうしても2者しか想定

されないという話になってしまうんですか。

○手登根係長 ソフトウェアの面に関してはそうなってしまいます。同じように借り入れを行ってくれる業者がもう少し参入していただければもう少し業者が増えるのかなという気はします。現状で期待しているのはこの2者。NECネクサソリューションズのようにそういった借り入れの調達に乗ってくれるような会社があればさらに増えていくかなと思っています。

○関野副主査 なるほど。

○井熊主査 よろしいですか。ほかにいかがですか。

○大山専門委員 ソフトウェア自体はかなり特殊だと理解していいですか。借り入れの話は除くと、特殊でほかには競争性はないと。入ってくるものはどっちにしても同じものだと考えていいですか。

○手登根係長 今梶村から説明があったように複数年度で整備している端末があります。今入っているそのほかのものは今後想定しているものです。それが相互に働かないと電子海図が作製できませんので、現行入れているソフトウェアがそのまま入ると理解していただいて結構です。

○大山専門委員 そうすると、残念ながら通常のビジネスのベースで考える競争性を上げるというのはかなり難しく、何らかとセットになったときに安くなるかどうかを期待して今回こういうやり方をするということですよ。別の言い方をするととの会社に、ライセンスというか物をつくっているところ、ソフトウェアをつくっているところに直接交渉する、そしてほかのところも交渉するというのが普通はあるわけですが、そのときに競争入札をするということは、いろいろな理由があってなさるんだと思いますけれども、もちろんやることは全然問題はないんですが、一般的には直接交渉するほうが安くなる可能性はなきにしもあらずですよ。でもそれはせずに、あえてこういうやり方をなさるといふ何らかの理由がそちらにはあるんですね。

○手登根係長 ソフトウェアに関してということ。

○大山専門委員 ええ、ソフトウェアです。要は持っているところが1者しかなくて、それを買うのにはほかと競争させても、普通だったら間に入ると上がりますよね。でもそれが何らかの理由で下がる可能性があるのは、直接交渉を自分たちがやることをせずにそういう会社を入れるということは、何らかの期待があるからやられるということですよという確認です。

○手登根係長 そのとおりです。

○大山専門委員 はい。

○井熊主査 ほかはいかがですか。これはソフトウェアは1者しかない。そのソフトウェアを入れた場合にハードウェアはいろんなメーカーの互換性があるんですか。

○手登根係長 ハードウェアは通常使われるデスクトップのパソコンになります。ですので、先ほども話がありましたけれども、ソフトウェアが特殊過ぎてリース料のある程度の割合を占めているという現状なので。ハードについては通常のもので。

○大山専門委員 すみません、もう1つ。そのソフトウェアというのは既製品だったんですか。それとももともとこういうものが欲しいとって発注してつくって、それが積み上がってきて今の商品になっているという考え方のほうがいいんですか。どっちなんですか。

○手登根係長 我々が電子海図を作製し始めたのが平成6年ごろからです。当初は何もない状態からなので、システム開発といいますか、ソフトウェアの開発といったものを経て今の状態になっています。また国際基準がどんどん変わっていきますので、それに合わせた形で変わっていく。電子海図を作製する機関が我々海上保安庁しかないので、海図好きで、自分でつくりたいという方が何百万もかけて購入するかどうかわかりませんが、既製品で売っているものではありません。

○大山専門委員 それはソフトウェアの権利を買ってしまうという考え方はなかったんですか。発注していつの間にか権利は、著作権は相手を持っているから今の状況が起こっているんですね。著作権を海上保安庁がとったら絶対的に値段が安くなるかというのはわからないですけども、普通だと権利は、自分たちしか使う人がいなければ発注側が確保するのは一般的な考えだと思えますけれども、そこについては検討はなされてはいないのでしょうか。

○手登根係長 大分過去からの経緯もあるというところで、今ここで即答することができない状態です。すみません。

○井熊主査 構造的に言うと、ソフトウェアというのはメーカーから買うか、同じメーカーのものを商社を通して買うかみたいな話で競争が成り立つかどうかということを行っているわけですね。そういう意味ではなかなか、一般の商慣行だとそれで競争が成り立つケースは少ないかなと思うんですけども、そうするとこの入札の本命というのはハードウェアで競争が成り立つかどうかということになりますよね。

○手登根係長 ハードウェアにつきましては更新は行わない予定でいますので、今受託者

であるNECネクサソリューションズのみになるかと思っていまして、今ある機械をほかの会社買ってそれを我々に貸すかと言われると、それはない。

○井熊主査 でも先ほど、今度の調達対象はパソコンみたいな一般的なものだという話で。

○手登根係長 今現状で使っているものがデスクトップのパソコンです。これは私の考えなんですけれども、5年間借り切っているところがありますので減価償却してしまう。そうすると借入れの部分の経費が下がる。それに対してほかの業者が借入保守、新規のものを入れて参加したとしても、おそらく落札業者は現行の受託事業者であるのではないかと考えます。

○井熊主査 入札することの意義はどの辺にあるんですか。

○手登根係長 今回初めて行うというところがありますので、一般競争入札を行って、やっぱり今の受託事業者しか入らないというのを一度確認したいという趣旨から一般競争を選択しております。

○井熊主査 でも、だとしたら第2期を2つに分けるのはいいにしても、装置のほうをぶつ切りにする必要はないのではないかと。3回に分けるとするのは。

○手登根係長 それも考えたんですが、5年たった機械で今後故障しないとも限らない。またサポートが切れてしまうというところからすると、ひよっとすると2年目、3年目に台数を減らす可能性がある。それにかわるものを我々で調達する可能性もあるというところから単年度ごとにしたというところなんです。

○井熊主査 だから、装置ほか一式のほうは今までの流れで、今回については現行業者が勝つ可能性が高いけれども、少し年数もたっているんで、来年になったら少し変わるかもしれない、再来年になったら少し変わるかもしれないという期待値を含めて3つに分けているということですか。

○手登根係長 3回とも年度ごとに一般競争入札に付すんですが、入ってくる業者は現行の受託事業者である可能性が高いと想定されるんですけども、先ほどちょっとお話しした、機械が物理的に故障してしまうと台数を減らすか、もしくは我々が新規で買ったもので代用する方向になりますので、今の時点で3カ年としてしまうと業者側は故障してしまったものに対して何も担保ができない状況に陥りますので、そうなったときの対応として年度ごとにしたほうがいいのかと思いました。

○井熊主査 今までのご説明等に関しましていかがですか。ご質問・ご意見がある先生。

○関野副主査 1つハードの話で、単なるパソコンだと思うんですけども、普通だった

ら年度ごとに全部かえるのではなくて、危険だから50台ずつとか徐々にかえていくんじゃないですか。

○手登根係長 この電子海図システム、この概要のポンチ絵を見ていただければわかるかと思うんですけども、この破線で囲っている部分が平成26年に整備したものになります。そのそばにまだ幾つかあると思うんですけども、平成27年、平成28年と整備しております。ただ、それを同じように3年ごとに更新したとしても、今入っている保守業者と別の業者が違う年度のものを整備して、どちらの機械が悪くて故障したのかというところになると、今入っている業者のほうがやはり強くてほかの業者が参入しづらい。そうすると今後ずっとNECネクサソリューションズが入ってくることになると思います。そうならばシステム全体を一括で更新するとほかの業者が手を挙げやすいのではないかと考えたというところで、最終更新年度をあわせたいということで借入れの期間を延長していくことを考えています。

○井熊主査 いかがですか。その意味で今回の入札はやはり現行業者が非常に強いであろうということを前提として、もしかしたらチャレンジャーが出てくるかもしれないことを期待してやるものである、あくまでもそういう位置づけのものであるということですよ。

○手登根係長 はい。

○井熊主査 そうすると、もともとの調達構造が、競争が成り立ちにくいものであったということになりますよね。そうすると、今回のものはある意味それを起点としてしまっているのだから、いたし方ないと言えはいたし方ないのかなと思うんですけども、次にシステムを更改するときはこういう事態を防ぐためにどういうことをしたらいいと思いますか。

○手登根係長 先ほど、電子海図を作製するためのソフトウェアが特殊だという話はあるんですけども、それは我々が今使っているソフトウェアが日本の会社のものである。ただ、電子海図は国際的につくられているものなので、外国製のソフトウェアもあります。それがすぐに切りかえられるかはわからないんですけども、その一括更新までに我々の体制を見直して、そういった海外のソフトウェアも参入できるように今後図っていきたいと考えております。

○井熊主査 はい。ありがとうございます。皆さんいかがですか。よろしいですか。

○関野副主査 しょうがないね。

○井熊主査 非常に異質な入札なのかなと思うんですけども、もともとのシステム、国

内のソフトウェアにこだわったとか、一括して発注したというスタート時点から現在に至っている。だから一縷の可能性を期待して入札をやってみるという前提であれば、今ここで現状の問題を抜本的に解決する方法があるようにも思えないので、今回は現状の実施要項（案）でやってみると。次の更改に向けて、最後にご説明いただいたような形で、広くソフトを調達するという事で競争が成立するような方策を検討していただくことを前提に、今回はこれで進めるという理解なのかなと思うんですけども、先生方はいかがでしょうか。

○関野副主査 方法がないんじゃないかと思います。

○梅木副主査 そうですね。

○井熊主査 では、そういうことで、この実施要項につきましては、今回はこれで対応していただくということで小委員会での審議は終了したものとしたしまして、今後の実施要項の扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。先生方よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○井熊主査 ありがとうございます。では、今後実施要項（案）の内容につきまして何か疑義が生じた場合には、事務局から委員にお知らせし、適宜意見を交換させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、先生方におかれましてはさらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは以上で本案件の審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

（国土交通省退室、（国研）科学技術振興機構入室）

○井熊主査 では続きまして、国立研究開発法人科学技術振興機構のJSTセキュリティ監視運用業務の事業評価（案）について審議を始めたいと思います。最初に事業の実施状況につきまして同機構業務・システム部、頼母木部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお説明は10分程度でお願いいたします。

○頼母木部長 JSTの頼母木でございます。よろしくお願いいたします。民間競争入札実施事業でございます。JSTセキュリティ監視運用業務の状況についてご報告いたします。

Iの事業の概要でございますけれども、JSTのセキュリティ監視運用業務について競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして、平成29年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札をさせていただいております。

委託業務内容は、当機構の総合的なセキュリティ対策のためということで、インターネットに接続しているセキュリティの監視、インシデントの対応、及びそれらのネットワーク機器・セキュリティ機器の稼働監視と運用を行うものです。対象の機器につきましては、資料B-2のポンチ絵に書いてある、役職員が業務で使っているPCやサーバーがインターネットに通信するのに必要なネットワーク機器・サービス機器が対象になっています。

2で業務の委託期間は、平成29年10月1日から平成32年3月31日までの2年6カ月です。

3の受託事業者は富士通株式会社です。

4の報告実施状況の評価期間は平成29年10月から平成30年の11月までの13カ月間です。

受託事業者の決定までの経緯ですが、入札参加者は1者でしたが、事前の入札説明会には7者参加がありました。

IIの達成すべき質の達成状況及び評価は、設けた10項目全て達成しております。

IIIの実施経費の状況及び評価は、前回と比較したところ、単月度換算で約3万6,000円増加になりコスト面については効果がありませんでした。

IVの民間事業者からの提案による改善実施状況等については3点記載しました。1は監視対象機器の変更に伴いますログ受信対応やログ形式の変更をしました。2はブラックリスト登録がシステム上限近くまで達しており、それについての対策をいたしました。3は報告書の様式を改善することによって見直しを図りました。

Vの全体的な評価でございますけれども、IVの繰り返すとなりますが、民間事業者の提案を受けブラックリストの登録が改善されたこと、またJSTが理解しやすいような報告書になったことが効果としてありますが、コスト面に関しては残念ながら効果はありませんでした。

VIの今後の事業については、3点書きましたが、サービスの質を落とすことなくコストの削減、そして応札業者数を増やすことを目指したいと思います。

また、次期の事業の実施要項では、機器の監視対象業務の部分を除外することで応札業者数を増やしたいと考えています。以上です。

○井熊主査 続きまして、同事業の評価につきまして総務省より説明をお願いします。なお説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料B-1、JSTセキュリティ監視運用業務の評価について(案)、こちらの資料に沿ってご説明いたします。事業の概要等につきましては機構から説明がございましたので割愛いたします。

評価の概要ですが、市場化テストを継続することが適当であると考えております。競争性の確保と経費削減という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であると考えております。

1枚おめくりください。対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき質の達成状況につきましては、確保されるべき水準を書いておりますけれども、これら全てにおいて適切に履行されておりました。次に実施経費ですが、従前経費と比較して0.37%、6カ月分として計算した場合21万8,000円増加しております。

次のページをお願いいたします。評価のまとめですが、経費削減効果については認められませんでした。民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものは評価できます。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全ての項目で目標が達成されており、評価することができます。今後の方針ですが、競争性の確保及び経費削減という点において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であると考えております。引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費削減を図っていく必要があるものと考えております。以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しましてご意見・ご質問のある委員の方はご発言ください。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございました。確認なんです。競争性を高めるために機器の監視業務を次期実施要項から除外すると書かれているんですが、これを除外してもセキュリティ監視業務という目的からはあまり問題がないというご認識でよろしいかどうか確認したかったんですが。

○植松調査役 そのとおりです。機器の監視につきましては、当初は新しい機器でどういった監視が必要かというノウハウがなかったところもありまして現行契約の要件に入れておりますが、その中でどういった項目で監視できるのか、それをどう自動化できるの

かといったところをこれまでの期間の中である程度見出せましたので、内製になるのか、格安の外注ができるかといったところは今後検討が必要ですが、次期の要件の中には入れなくても済むようになるのではないかという認識で要件からは外す検討をしているところではあります。

○宮崎専門委員 もう1点確認なんですけど、この入札の募集実施要項は1回意見公募をかけられていたはずだと思うんですけど、参加された事業者、実際には参加しなかった理由が「自社のサービス対象外の業務が入っていたため」とあったんですけど、意見公募段階ではこれを外してくれとかなかったんですか。

○植松調査役 結果的に、終わった後にヒアリングをしたらそういうお話だったんですけども、意見招請のときにもまだきっぱりと、「この機器が対象外なのでできません」といったコメントはもらえていなくて、議論をした結果、提案書の提出の時点でやはり対象外としましょうということになって辞退されたというお話を聞いております。

○宮崎専門委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○井熊主査 ほかにいかがでしょうか。

○大山専門委員 資料B-1なので評価を書いているところですけども、この中にに関して質問したいんですけど、2ページの2の検討で(2)、対象公共サービスがあって、その後に確保されるべき質の達成状況で、真ん中辺にその内容のところを見ると、例えば「セキュリティインシデント通知時間が30分以内」と。その次に「サンドボックスが」と書いてあるんですけども、「評価が左記時間を超えた回数はゼロ回であり」と書いてある。これは事実で結構なんですけども、聞きたいことは、インシデントはどれくらいありましたかということなんです。どういうものがあつた上でちゃんと達成したかどうかわかるほうがいいかなと思ったものですから、そこだけ確認したいんですけど。

○頼母木部長 申しわけございません。インシデント自体はゼロです。ありませんでした。ですが、インシデントかもしれないということで、駆けつけ調査を2回しました。

○大山専門委員 何で聞いているかということ、左記の時間を超えた回数はゼロ回だから、ゼロ回の意味が、起こっていないとすればゼロは当たり前になってしまうのでそのところだけ確認したかったんですけども。わかりました。ありがとうございました。

○井熊主査 ほかにいかがですか。

○関野副主査 テストの結果まずかったというか、達成できなかったものが経費の問題でございまして、何で若干高くなってしまったかというのは原因は理解されているん

でしょうか。

○頼母木部長 詳細まではつかめていませんが、やはり1者応札が一番の問題だったと考えており、次回以降に関しましては複数応札とすることでコストダウンを考えたいと思っております。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかにいかがですか。これは機構さんも継続を前提にお考えなのかなと思うんですけども、機器の監視業務を除外したいということが一番最後に書かれていて、ヒアリングのところを見ると、「対応しない監視対象機器がある」と書いてあるんですよね。微妙に言っていることが違うのかなと思うんですけども、機構さんはこの業務を外すと書いてあって、このヒアリングの傾向を見ると監視対象とはできない機器があると読めるんですけども、これは同じことなんですか。

○植松調査役 ヒアリングのときは現行の契約の中でございますので、現行の契約の中では機器の監視が含まれております。この後我々もおそらく市場化テスト継続であろうということ踏まえまして、次期の実施要項に関して議論しているところですけども、機器の種類によって応札ができないことがあるとすればというのと、あとは監視業務がある程度定型化されてきて、もしかしたら内製でもできるかもしれないという観点から、次期の調達においては業者さんによって手を挙げにくいような機器の監視の部分は除外できないか、そういうことで競争性の確保ができないかという検討をしているという趣旨でございます。

○井熊主査 両方あわせて検討しているということですね。

○植松調査役 はい。

○井熊主査 ほかはいかがですか。それでは大体意見も出たようでございますので、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは本日の審議を踏まえまして、本件につきましては市場化テストを継続することとして監理委員会に報告を申し上げたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○頼母木部長 ありがとうございます。

○植松調査役 ありがとうございます。

((国研) 科学技術振興機構退室、金融庁入室)

○井熊主査 それでは続きまして、金融庁のネットワークシステムの運用管理業務についての事業評価(案)についての審議を始めたいと思います。最初に事業の実施状況につきまして、金融庁総合政策局秘書課情報化統括室の窪田課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお説明は10分程度でお願いいたします。

○窪田課長補佐 本日はご説明のお時間をいただきありがとうございます。金融庁総合政策局秘書課情報化統括室の窪田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは金融庁ネットワークシステムの運用管理業務の実施状況について、資料3に沿って説明させていただきます。

1の事業概要ですけれども、本事業は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき平成25年12月と平成29年11月に民間競争入札を実施しておりまして、実施状況の報告は今回が2回目になります。(1)の委託業務の内容につきまして、金融庁LANの主な機能といたしましては、電子メール、インターネット閲覧、ポータルサイト、共有フォルダーによる情報共有やプリンター等による出力機能などを提供している金融庁情報システムの基幹システムでございまして、金融庁の各業務システムが接続されております。このため、金融庁LANの運用管理業務を行う者は、金融庁LANの運用管理業務のほか、個別システムの運用管理業務を行う者と相互に連携をとりながら共通運用管理業務も行っております。

参考としまして簡単な表を載せておりますけれども、例えば、上の段の左に電子申請・届け出システムを記載しておりますけれども、このシステムに対する職員の問い合わせについても、金融庁LANの共通運用管理業務としてヘルプデスク業務や障害時の1次切り分け等を行っております。金融庁LANの個別の運用管理業務としましては、パソコンやサーバーなどのハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、セキュリティの監視、障害対応や利用者からの照会対応、サポートコンテンツの作成といった業務を行っております。

(2)に移りまして契約期間ですけれども、平成29年12月1日に契約を締結しましてから本年12月31日までとなっております。

次のページに行ってくださいまして、(3)ですけれども、受託事業者は富士通株式会社でございます。

(4)の今回報告する評価期間につきましては、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としております。

(5)の受託者決定の経緯ですけれども、平成29年8月に総合評価落札方式による一般競争入札を実施する旨を公告した後に入札説明会を4回開催しておりまして、入札説明会には計7者の参加がございました。その後2者から提案書の提出があり、企画プレゼンテーションを経て総合評価の結果、落札事業者を決定しております。

続きまして、2の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価について説明いたします。評価事項としましては、大きくヘルプデスクの対応状況と主要サービスの稼働率という事項を設定しております。

まず(1)のヘルプデスクの対応状況として①のインシデント管理でございますけれども、ここでのインシデントとは金融庁ネットワークシステムの利用者がやりたいことができるようになることということでして、職員からの問い合わせ対応を指しております。その1次回答率が98%以上であることがこの項目の測定指標となっておりますけれども、98.9%を達成しております。

②のクレーム処理については、ヘルプデスク業務に対するクレームが12カ月間で5件以内であることが測定指標となっておりますけれども、実施期間中の実績は5件以内の2件となっております。

③のセキュリティ上の重大障害検査につきましては、個人情報、施設等に関する情報、その他知り得た情報を漏えいした件数がゼロ件であることが測定指標となっておりますけれども、本事業の履行に関して情報漏えいは発生しておりません。

3ページに移りまして④の重大障害発生件数につきましても、重大障害発生件数ゼロ件という測定目標を達成しております。

(2)の主要サービスの稼働率でございます。①のシステムの稼働率は95.82%以上という測定指標に対して100%。②の障害通知時間は障害の発生から1時間以内に金融庁担当者に第一報を入れるという測定指標に対して平均で0.4時間、全て1時間以内に第一報を行っております。③のシステム障害回復時間につきましてはサービス停止を伴うような障害は発生しておらず、④のサーバー内データの定時アップにつきましては実施期間中において100%取得されており、指標の目標を達成しております。⑤のウイルス情報の把握につきましては、職員のパソコンがウイルスに感染したことを検知した場合には、全て1時間以内にウイルスの詳細を特定して報告しております。

ページをおめくりいただきまして⑥のウイルス定義ファイルの更新につきましても、毎日定時に確認を実施しております。

以上、合計10の評価項目につきましてはいずれも基準を満たす実績でございました。これらの状況につきましては月次で受託事業者からも報告を受けておりました、運用管理業務の実施状況は適切であると判断しております。

次に3の実施経費の状況と評価についてご説明いたします。(1)ですけれども、本事業の実施経費は税抜きで1年当たり7,000万円でございます。(2)の市場化テスト実施前経費との比較では、単年度換算で約1,100万円、率では約13.5%の削減となっておりますので、コスト面で効果があったと評価できると考えております。

4の民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。(1)ですけれども、先ほど2ページのヘルプデスクのインシデント管理のところでは1次回答率についてご説明いたしましたが、この1次回答率の定義については、仕様書で示した「職員からの問い合わせに対して回答できる質問は即時回答する」というものから、「ヘルプデスク内で問題を完了した割合」に変更して事業者から報告を受けております。これまで5年以上100%を維持していた1次回答率は98.9%に低下しましたけれども、ヘルプデスクで受けつけた問い合わせのうち何件が2次サポートや金融庁の情報システム担当部署にエスカレーションされたかを月次で報告を受けることにより、それらが文書で把握可能となり、課題について改善を図ったりすることでサービスの品質の向上につながっていると考えております。

ページをおめくりいただきまして、(2)につきましては利用者からの問い合わせを蓄積・管理できるツールを導入し、対応事例をデータベース化しております。これにより同様の問い合わせに対する速やかな検索や参照が可能となり、業務効率化の一助になっていると考えております。次に出てきますヘルプデスク利用者満足度調査を実施した際にも、このデータベースを活用してアンケート対象者を抽出し、回答の依頼を行っております。

5の全体的な評価につきましては、先ほど2ページ以降で説明した内容の繰り返しになりますけれども、ヘルプデスクの対応状況、主要サービスの稼働率等のいずれも達成しているという結果でございます。

そこになかった内容としましては、ヘルプデスクの対応状況に関しまして昨年11月にヘルプデスクの利用者に対して満足度調査を実施しております。6ページの後ろに別紙として詳細を載せておりますけれども、平成30年4月から9月末までにヘルプデスクを利用した289名から回答を得た結果、基準スコアである75点を大きく上回る平均89.2点という結果が得られております。以上から実施要項において設定したサービスの質は

確保されており、目標を達成していると評価しております。

最後に今後の事業についてご説明いたします。(1)の事業の実施状況に5つの観点がございますけれども、これらはいずれの観点も目標を達成しております。ページをおめくりいただきまして、前回の評価実施時には未達成であった③の競争性の確保につきましても、平成29年11月の競争入札においては2者の応札がございまして改善できており、実施経費の削減にもつながっております。

(2)に移りまして次期事業の実施でございます。本事業につきましては、入札公告期間の延長や事業者間の引き継ぎ期間の延長といった競争環境の整備を行い、複数者の応札があるなど総合的に判断して良好な結果が得られているものと考えております。このことから次期事業においては終了プロセスに移行した上で、これまでに民間競争入札のプロセスを通じて進めてきた事項を踏まえた上で、みずから公共サービスの質の維持・向上、及び経費削減に取り組んでいきたいと考えております。説明は以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価(案)につきまして総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料C-1、金融庁ネットワークシステムの運用管理業務の評価について、こちらの資料に沿ってご説明申し上げます。事業の概要等につきましては、ただいま金融庁からご説明がございましたので割愛いたします。

評価の概要ですが、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。1枚おめくりください。

対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき質の達成状況につきましては、こちらに記載のとおりですが、全て適切に履行されております。実施経費につきましては従来経費と比較して約13.5%削減されており、経費削減が達成されております。

次のページです。評価のまとめですが、確保されるべき達成目標として設定された質については全て目標を達成していると評価できます。実施経費につきましても、年間当たりですが、1,094万840円、約13.5%削減されており、公共サービスの質の維持向上とあわせて経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

今後の方針ですが、業務改善命令、法令違反行為等もなく、金融庁に設置している金融庁契約監視委員会において事業実施状況のチェックを受ける予定でございます。入札においても2者の応札であり競争性が確保されておりました。確保されるべき公共サービスの

質において全ての目標を達成しております。従来経費からの削減率13.5%と、経費削減についても効果が上がっております。

以上のことから今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。市場化テスト終了後の事業実施については、金融庁がみずから公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。それではただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価についてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。

○大山専門委員 説明ありがとうございます。内容についてはこれで結構だと思っておりますが、卒業なさっていくということなので1つだけ確認を、あるいはお考えをお聞きしたいと思います。というのは、職員の方のPCには感染していると書かれていたのですが、これに対する対応はどのようになさったのでしょうか。あるいはこの先はどのように対応しようとしているのか教えていただけますでしょうか。

○窪田課長補佐 お答えいたします。全て感染といえますか、金融庁の場合は検知した場合は全て……。

○大山専門委員 感染？

○窪田課長補佐 感染ももちろんございますけれども、検知または感染した場合はサポートデスクでそこを検知しますので、まず職員に抜線をさせてパソコンを回収するようしております。その上でウイルスチェックを行いまして、実際に感染しているということであれば対処しますし、基本的にはパソコンの交換で対応しているところでございます。

○大山専門委員 原因が何だったかということについてはわかっていらっしゃるんですか。受託事業者がよくやっているという評価はいいんですけども、そもそもそういうことを避けていく話が必要だと思うので、感染の経路みたいな話はおわかりになっていらっしゃるんですか。

○窪田課長補佐 感染の経路も、まずは職員からのヒアリングを行いまして、あとはログなんかも見て、そうだったというのは確認しております。

○大山専門委員 避けようがなかったみたいな話ですか。不注意でやってしまったのか、いろいろなケースがあるんですけども、一般的には不注意のほうが多いかなと思うんですけども、この場合はどういふものかわからないので、細かくそこまでは言わなくても結構ですけども、そういう対策について、さっきの線を抜くのはもちろんなんだけれども、普通のウイルスだったら抜く前に広がってしまうのがよくあるパターンだし、その辺

が不安に思ったことはあるので、ぜひ、どういうことかというのを。

○窪田課長補佐 やはり注意をしていけば防げたようなものも多いと思っ

○大山専門委員 そうのことだね。

○窪田課長補佐 URLとかクリックしてしまったということについては、セキュリティ教育を今後も継続して続けていく必要があるんだろうと考えております。

○大山専門委員 はい。

○井熊主査 ほかはいかがですか。

○梅木副主査 ご説明どうもありがとうございました。いろいろな工夫をされて競争性が高まったということですね。実際に2者応札がありましてとお伺いしていますけれども、説明会に参加したところは7者あったわけで、その入札不参加に対するヒアリングの結果は人員の確保が困難で実施体制が組めなかったとあるんですけれども、実際に何者ぐらいにヒアリングをされた結果なんですか。

○窪田課長補佐 入札の説明会に参加いただいた事業者さんには、その後にお話を伺っております。

○梅木副主査 そうですね。

○窪田課長補佐 ただやはり、我々も積極的にお声がけをして、どちらかというところまで金融庁の方が声をかけるなら出ましようかといったようなニュアンスの事業者もおられましたでしょうし、もし条件が合うならば参加していただけたんじゃないかという事業者もほかにおられましたので、そこにはやはり温度差があったんじゃないかとは思っております。

○梅木副主査 ありがとうございます。今回終了プロセスになりますが、今後のこともありますので、説明会に来ただけでも応札しなかったところには、理由を継続してヒアリングしていかれるのがよろしいかなと思います。

○窪田課長補佐 はい。

○梅木副主査 どうもありがとうございます。

○井熊主査 ほかはいかがですか。これは、結果はご説明のとおりかなと思うんですが、第1期に比べてもコストが大幅に下がっているんですね。既存の事業者もかなり競争意識を持って臨んだのかなということがうかがえます。そういった意味でこれまでの取り組みが効果があったということなんですけど、第1期と第2期、いろいろなことをやられているんですけれども、第1期は5者が説明会に来ただけでも富士通以外は応札しなかった。

2期目は応札したんですけれども、この違いで改善点で一番効果があったものは何だとお考えですか。

○窪田課長補佐 先ほどの重複もあるんですけれども、入札が終わった後に事業者にヒアリングを行っております、その中でまずは仕様書を確認して、これまで既存業者のほうで経験があるというのはもちろんですけれども、そこを除けば現行事業者に明らかに有利なものはないだろうと判断したということですか、あと秘密保持契約を締結した後はなるんですけれども、資料の閲覧要望には可能な限りこちらで対応しております。でするので仕様書だとか説明などでわからなかったところとか、そういった懸念などが資料閲覧の中で払拭できたという話をお伺いしております。

○井熊主査 ありがとうございます。ほかにご意見とかご質問ありますか。ないようですので、それでは本事業の評価(案)の審議につきましてはこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 今回競争が成立したといっても2者ですし、同一事業者がずっと受託している状況は変わらないので、この入札に対する緊張感が維持できるような形でぜひ継続していただければと考えております。それでは、本案件につきましては終了プロセスに移行するというところで監理委員会に報告をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(金融庁退室、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構入室)

○井熊主査 それでは国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の情報基盤サービス業務の事業評価(案)についての審議を始めたいと思っております。最初に、事業の実施状況につきまして同機構システム業務部大江部長よりご説明をお願いいたします。なお説明は10分程度でお願いいたします。

○大江部長 ただいまご紹介いただきました新エネルギー・産業技術総合開発機構システム業務部長の大江と申します。本日ご審議いただきます情報基盤サービス業務でございますけれども、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、民間競争入札により事業者を選定し、平成27年4月から平成32年10月末の予定で実施している事業でございます。役職員約1,000名が日常業務に必要な基盤システムに係る各種機能、具体的には電子メールですとか、グループウェア、ユニファイドコミュニケーション、シンクライアントPC、ファイルストレージ、複合機等でございますけれども、それに加え

て強固なセキュリティ対策や運用・保守サービスも含め一括してサービス提供という形で調達しているものですが、実施状況の詳細につきましては担当の安藤からご説明いたします。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○安藤統括主幹 NEDOの安藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは資料に基づきましてご説明いたします。

まず1の事業概要でございますが、今大江から概略を申し上げましたので、その部分につきましては省略いたします。それから契約期間でございますけれども、平成27年4月1日から平成32年10月31日を予定してございます。構築期間が平成27年4月1日から同年10月31日まで約7カ月ございました。それからサービス提供につきましては同年11月1日から始まってございます。

受託事業者につきましては日立製作所でございます。それから今回の実施状況の評価期間でございますけれども、サービス提供期間であります平成27年11月1日から平成30年10月31日までの期間でございます。

受託事業者の決定の経緯でございますけれども、平成26年12月に入札説明会におきまして22者の参加がございました。平成27年2月に提案書等の提出期限までに3者から提案がございまして、3者の提案書について審査いたしましたところ全ての指標を満たしていることを確認いたしまして、平成27年3月に開札いたしまして、3者とも予定価格の範囲内でありまして、総合評価方式で日立製作所が落札したという経緯でございます。その後、民間競争入札手続にのっとりまして平成27年3月30日付で契約書を締結してございます。

引き続きまして確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。まず評価事項につきましてはアとしまして、SLAの基準値達成状況でございますけれども、これにつきましては月次報告書にて調達仕様書に示す主要サービスのSLAの評価基準を上回っていることを確認しておりまして、サービスの質は確保されていると考えております。

イとしましてサービスデスクの利用者アンケートの調査結果でございます。アンケート調査は3年間の平均スコアが76.9点でございます。標準スコアを維持しているためにサービスの質は確保されていると考えてございます。なお平均スコアは毎年度上昇しておりまして、3年目は80.3点ということでサービスの質は向上していると考えてございます。

ウとしましてサービスの稼働率でございます。これにつきましても月次報告書にてSL

Aに示す主要サービスの稼働率を上回っていることを確認しておりまして、サービスの質は確保されていると考えております。

エのセキュリティ上の重大障害件数でございますが、これにつきましても本業務に起因した個人情報等の流出等により業務に多大な支障が生じるようなセキュリティの重大障害の件数はゼロ件でございます、サービスの質は確保されていると考えてございます。

最後にオのシステムの重大障害件数ということで、これにつきましても長期間にわたって正常に稼働できない事態・状況もしくは保有するデータの喪失等により業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数はゼロでございます、サービスの質は確保されていると考えてございます。

3、実施経費の状況及び評価でございます。本事業に係る契約金額につきましては、契約締結後にセキュリティ監視機器の新規導入に伴うネットワークの変更や保守サービスの追加、またマルウェア対策サービスの強化等によりまして変更されてございます。当初契約額につきましては26億1,500万円でございます、変更後の契約につきましては30億6,049万円でございます。全て税抜きの金額でございます。

(1)、実施経費でございますが、今回平成27年4月から平成30年10月末まで、サービス提供期間は平成27年11月1日からですけれども、実施経費としましては20億603万円でございます。それを12カ月換算にいたしますと6億1,654万円でございます。さらに1ユーザ12カ月当たり換算にいたしますと61万8,397円でございます。

次に、(2)の市場化テスト導入前の実施経費でございます。市場化テスト導入前といたしますのは平成22年11月1日から平成27年10月31日までの期間でございます。これにつきましては、実施経費が28億27万円。それを12カ月換算にいたしますと5億6,005万円。さらに1ユーザ12カ月換算にいたしますと63万8,603円という数字になってございます。

(3)は削減効果を比較してございます。単純比較をいたしますと、実施経費でいきますと5,648万円の増になってございます。率で申しますと10.1%の増でございます。ただし今回、セキュリティ対策強化に資するための振る舞い検知ですとか、常駐監視による出口対策強化のための経費が含まれているものでございます。

ユーザ数に応じた比較でございますけれども、実施経費の削減はマイナス2万206円、削減率でございますとマイナス3.2%ということで、1ユーザ当たりですと経費が削減され

ていることが見てとれます。

(4)、評価でございますけれども、市場化テスト導入前と比較した場合に、セキュリティ対策強化を行ったにもかかわらず1ユーザ12カ月換算では2万206円、3.2%の削減効果があったものと見ております。

続きまして民間事業者からの改善提案による改善実施事項等ということで6点ほど述べさせていただきます。

1点目でございますけれども、重要課題解決タスクフォースを立ち上げまして検討と改善をいたしました。運用開始から3カ月後にこのタスクフォースを立ち上げまして、VDI（仮想デスクトップインフラ）環境の性能改善ですとか、海外事務所からのアクセス改善について5カ月間検討いたしました。これによりましてVDI環境での切断事象ですとか、動作遅延が減少したとか、海外事務所のPCから国内のデータセンターのデータドライブに直接アクセスできるようになったということを改善しております。

2点目はペーパーレス化の促進でございます。機構のペーパーレス化を促進するために啓発ポスターを作成して複合機近くに掲示することと、利用状況の見える化を行っております。これによりまして印刷枚数を、本サービス導入前と比較して1年次で206万件、25%削減できました。さらに翌年次につきましては163万枚、26%削減してコスト削減が図られたというものでございます。

3点目ですけれども、情報基盤サービスサイトの充実。ユーザが効率的に情報を共有するための情報基盤サービスサイトを設けておりますけれども、そこにFAQページを新設いたしまして、これによりまして例えばスマートフォンの利用方法ですとか各種の申請方法など、いちいち電話で問い合わせなくてもここを見ることによって問題が解決できるようになりまして、サービスの利便性の向上を図ったということでございます。

4点目としましてはマニュアルの整備ということで、ユーザが理解しやすいようにポイントをまとめたクイックマニュアルを整備してサービスサイトに掲載してございます。これによりましてノートPCのトラブル時の対処方法ですとか、煩雑なウェブ会議システムの接続方法などをわかりやすく示してございまして、サービスの利便性向上を図ってございます。

5点目でございますけれども、テレワーク用のリモートアクセスのためのセキュリティ強化でございます。テレワーク等でシンクライアントPCを機構外に持ち出すことを考慮いたしまして二要素認証システムを導入いたしました。これによりまして情報セキュリティ

イ対策のさらなる強化を図っております。

最後でございますが、6点目としまして、システムログ分析によるサービスの見える化ということで、システムログを用いてデータを分析してサービスの利用状況を明らかにした上で、データ分析結果に基づく改善案を業者から年に1回受けるということを始めさせていただきます。その結果、例えば個人PCから機構のネットワークにセキュアにアクセスするソフトウェアを全員に配っておりますけれども、それを申請制に切りかえることによってライセンス数の増加を抑えるというサービスの効率化を図ってございます。

次に全体的な評価ということで、本事業につきましてはサービスデスクの利用者に対する満足度アンケートを実施した結果、標準スコアを上回る76.9点に達しており、また毎年スコアが上昇していることから利用者から一定の評価を得ていると考えてございます。また、月次報告会にて毎月運用状況を確認した結果、本業務に起因する個人情報等の流出による、業務に多大な支障が生じるようなセキュリティ上のインシデント、あるいは長期にわたり正常に稼働できない事態、もしくは保有するデータの喪失等により業務に多大な支障が生じるような重大障害は発生していないということで、運用業務の効率化と品質の向上並びに円滑化を図るために締結したSLA基準を主要サービスが満たしているということございまして、このようなことからサービスの質が確保されており、情報基盤サービスの確実な実施及びシステム利用者への安定的なサービスの提供に資するという目的を達成していると評価してございます。

6、今後の方針でございますけれども、今回市場化テストは初めての導入でございましたが、事業全体を通じた実施状況でございますが、まず1としましては、実施期間中に民間業者が業務改善指示等を受けた事実、業務に係る法令違反行為等を行った事案はございません。2としまして、実施状況については外部の有識者のチェックを受ける委員会等を設けることを予定してございます。3としましては、本事業入札においては3者からの応札がありまして競争性も確保されている。4としましては対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について目標を達成してございます。5の経費につきましては、今回はセキュリティ対策強化に資するための振る舞い検知や常駐監視による出口対策を強化したにもかかわらず、市場化テスト実施前と比較して1ユーザ当たり3.2%の経費削減効果がございました。

(2)、次期事業の実施でございますけれども、以上のことから本事業については総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては終了プロセス

に移行した上でみずから公共サービスの質の維持と経費削減を図っていきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価（案）につきまして総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 本事業に係る評価(案)につきまして資料D-1に基づいてご説明いたします。

事業の概要につきましては、先ほど機構から説明がありましたので詳細は割愛いたします。今期の入札においては3者が応札しており、落札者は日立製作所でした。評価の結論としましては、競争性の確保、サービスの質の確保、実施経費において削減効果が認められることから終了プロセスに移行することが適当であると考えております。以下、検討結果を報告いたします。

当方では、機構から提出されました本事業の実施状況に基づきサービスの質の確保、実施経費等について以下のとおり検討を行いました。まず確保されるべき質については、業務が適切に実施され、評価項目について基準を満たしており、サービスの質は確保されております。また民間事業者からの改善提案についても複数の提案が行われ、課題の早期解決や利便性向上などにつながったと機構においても評価しているところであります。

次に実施経費につきましては、市場化テスト実施前の従前経費と市場化テスト1期目の今期の実施経費を単年換算で比較しますと、今期においてはセキュリティ対策が強化されていることもあり、実施経費が10.1%増加となっております。しかしながら今期事業と市場化テスト導入前の事業ではユーザ規模が異なっており、1ユーザ当たりの単年換算を比べると3.2%削減で、業務の効率化が行われていると認められます。

今後の方針でございますが、事業の期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けたり業務に係る法令違反行為等がなかったこと、実施状況について外部有識者のチェックを受ける仕組みを設ける予定であること、入札に当たって3者の応札があり競争性が確保されていたこと、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について目標を達成していたこと、経費において市場化テスト実施前と比較して1ユーザ当たり単年換算で3.2%の削減効果があったこと、以上のことから本事業については市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ.1.(1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてき

た公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で機構がみずから公共サービスの質の維持、向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。当方から説明は以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。それではただいまのご説明につきましてご質問・ご意見のある委員はご発言いただけます。よろしく申し上げます。いかがですか。

○大山専門委員 いいと思いますよ。

○井熊主査 いいですか。どうぞ。

○関野副主査 結果としては大変よかったと思うんですけども、これは関係ないかもしれないですけども、テレワーク用のリモートアクセスのためのセキュリティ強化をしましたと書いてあるんですが、機構さんの場合は海外の拠点もあるので、海外においてもテレワークができる、在宅勤務ができる設定になっているのか、今後もあるでしょうから確認だけしたいと思います。

○大江部長 テレワークですけども、海外の拠点は対象に入っておらず国内だけが対象になります。昨年4月から開始しております。

○関野副主査 今後もまだ考えてはいらっしゃらないということですか。

○大江部長 今後検討はされていくと思いますけれども、ここ数カ月の間に海外の拠点へ展開するという話にはなってございません。

○関野副主査 もう1つ、その下に個人所有のパソコンからアクセスすることが可能だと書いてありますが、そこも国内だけということでもよろしいんですか。

○大江部長 その部分は海外も含めて、カチャットデスクトップというものを使ってそれでセキュアなアクセスをする仕組みを設けております。

○関野副主査 ここの中の効果のところセキュリティのところはあると思うんですけども、過去5年間でよろしいんですけども、今まで個人のPCがウイルスに感染したということは履歴としてはないんですか。

○大江部長 セキュリティインシデントという意味合いではないのですが、個別に見ていきますと、年に2件とか3件ぐらいですけども、マルウェアの感染を検知をして拡散を防いだというケースはございます。最近のケースでは仮想通貨のマイニングをするようなものに誘導するマルウェアがあると思いますが、その手のもので事例はございます。すぐに検知してブロックしていますので、セキュリティインシデントには至っておりません。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 これ、結果はいいと思うんですけども、経費の比較のところ、「振る舞い検知や常駐監視など出口対策を強化したにもかかわらず」と書いてありますが、この強化したコストを差し引いた比較はできないんですか。

○安藤統括主幹 契約変更したものにつきましてはそれを差し引くことはできると思うんですけども、最初から組み込んでおりますので、トータルで二十何億円という契約になっているものですから、その詳細というのは、例えばメールサービスが幾らでシンクライアントPCが幾らでという内訳がないものから、そこは算出は難しいかなと思っております。

○大江部長 補足しますと、セキュリティ対策の中で契約変更という形で後から追加したものがございまして、その部分はもちろん引くことはできるのですが、当初の調達の中で含めていたものもございまして、それは以前の契約と比べてセキュリティ対策の部分の強化をしているところがございまして、一括で調達という形で、それぞれ幾らという明細がない形での入札になってございますので、その部分を引くことは難しい状況です。

○井熊主査 1 ユーザ何カ月当たりという契約をしているわけではないんですよ。ですので1 ユーザ1 2 カ月当たりというのはあくまでも1 つの評価の指標であって、契約額の本質的な比較指標ではないわけですよ。書き方の問題なんですけれども、かかわらず1 ユーザ1 カ月で見ると削減効果があるという書き方のほうが正しいんですよ。ユーザ1 カ月当たりで、人/月で契約しているわけではないので。

○大江部長 はい、人/月での契約ではありません。

○井熊主査 これで見ると削減効果があると評価できるとか、そういう書き方だと思うんですよ。総務省のものもそうだと思うんですけども、削減効果の実現されているという書き方は、書き方としては多分正しくないと思います。このNEDOさんの書かれている、何々にもかかわらず1 ユーザ1 2 カ月当たりで見ると削減効果が認められるとか、削減効果があったというのはこれで契約しているみたいなイメージを与えてしまうので、経費の評価のところは正確な書き方をしてほしいなと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは本事業の評価（案）の審議につきましてはこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ただ今、主査からご指摘がございました削減効果の実現されている等の記載ですけれども、こちらについては、認められるなどと後ほど修正させていただきたいと思っております。ほかはございません。

○井熊主査 ほかはよろしいですか。それでは本事業の審議を踏まえまして、本件につきましては市場化テスト終了プロセスに移行することとして監理委員会に報告したいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

○大江部長 ありがとうございました。

((国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構退室、警察庁入室)

○井熊主査 それでは警察庁の広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務の事業評価(案)についての審議を始めたいと思います。最初に事業の実施状況につきまして、警察庁交通局交通規制課交通管制技術室の岡本室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお説明は10分程度でお願いいたします。

○岡本室長 警察庁交通局交通規制課交通管制技術室長の岡本といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。今ご紹介いただきました、警察庁において実施しております広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務の実施状況につきまして資料5に沿ってご説明いたします。

本件でございますけれども、平成23年度から実施しているものであります。1の業務概要であります。広域交通管制システムにつきましては資料E-3をあわせてご覧ください。広域交通管制システムとは平成7年に発生した阪神淡路大震災を教訓として、災害時等に警察庁において人手を介さずに的確な交通情報を収集・把握して大規模災害発生時や大規模な警備に伴う交通規制に係る都道府県警察間の調整や指導を行うために都道府県警察に集約した渋滞などの交通情報や、交通流監視カメラ画像を閲覧するためのシステムであります。また、道路交通法第109条の3に基づき、民間事業者は道路における交通の混雑の状態を予測する事業又は目的地に達するまでに要する時間を予測する事業を行う場合に国家公安委員会に届出を行うこととされており、本システムでは民間事業者が行う予測について都道府県警察が収集する交通情報と比較し、その妥当性を検証する機能も有しております。本事業におきましては平成23年度に広域交通管制システムの新システムの機器を納入し、平成24年度からは納入した新システムの設置及び現行システムの撤去工事を行うとともに、新システムの維持管理業務を平成33年2月末まで行うこととしたものであります。

委託業務内容としましては、大きく、機器の納入、設置工事等、維持管理及び運用支援の4つの業務がございます。契約期間としましては平成23年11月25日から平成33年2月28日までの約9年3カ月であり、受託事業者は沖電気工業株式会社であります。

委託業務の対象となるシステムの詳細につきましては資料E-3の2枚目もあわせてご覧ください。警察庁のほか、各都道府県（方面）警察にサーバを設置しております。

資料5の1の（4）をご覧ください。受託事業者の決定であります。平成23年11月に入札を実施いたしております。入札説明会の参加者が19者であり、そのうちの4者が入札に参加しております。入札参加4者のうち予定価格を下回ったものが3者ございまして、総合評価落札方式に基づき算出した結果、沖電気工業が最も評価点が高い結果となりましたが、落札率が当庁が定める低価格調査の割合を下回ったことから同者に対して当該契約の内容に適合した履行ができるか聴取を行った結果、履行する能力があると認められたため同者が落札者となっております。

平成23年度から運用している広域交通管制システムは、平成12年度に整備した広域交通管制システム及びマルチディスプレイシステム、平成14年度に整備した交通情報検証システムを統合したものであります。なお、マルチディスプレイシステムとは、複数のディスプレイを組み合わせることにより1つの大きなディスプレイをなすものであり、また、交通情報検証システムとは、先ほどご説明いたしましたとおり民間事業者が行う渋滞や旅行時間の予測を警察庁において検証するためのシステムであります。

次に2、確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価でございます。4つの評価事項がございまして、それぞれについてご説明いたします。

まずは運用者アンケート調査結果でございます。一番最後にある別紙をご覧ください。納入後約1年となる平成25年4月に、運用容易性に係る警察庁の運用者を対象としたアンケート調査を実施しております。7つの項目に対してアンケートを実施した結果、2つの項目について「満足」及び「やや満足」を合わせた回答が70%を下回りました。70%を下回りました「履歴データ及び統計データを照会する操作性」及び「履歴データ及び統計データの照会に対する回答表示の見やすさ」につきましては、平成25年度に行われた改修において改善を図っております。具体的には交通対策において最も重要となる断面交通量につきまして、これまでは1つの都道府県をその都度選択しなければならなかったものを、ボタン1つで都道府県ごとに全国の交通量を1つの表に集計できるようにしました。また渋滞・旅行時間については、各道路区分ごとに検索するものに加えてボタン1つで都道府県ごとに全国の渋滞・旅行時間が1つの表に集計できるようにしました。そのほか、交通情報検証作業において検証結果を表で出力できるようにし、また交通流監視カメラ画像を静止画で保存できるようにするなどの改修を行っております。

これ以降の障害対応窓口未対応件数、保守員未派遣件数、維持管理の不備に起因したシステムの機能停止等の発生件数につきましては、平成27年3月下旬及び平成30年9月下旬に受託事業者から受けた調査報告におきましていずれもゼロ件となっております。

次に3の実施経費の状況及び評価についてであります。実施経費としましては平成23年の契約額のほか、これまでに広域交通管制システムにおきまして実施されました改修内容も含めた額となっております。実施経費は約6億8,000万円となっており、うち構築や改修にかかる費用として約5億円、運用管理費として約1億8,000万円となっております。

経費削減効果であります。市場化テスト実施前経費につきましては、広域交通管制システム、マルチディスプレイ及び交通情報検証システムの3つのシステムに係る費用を合算しております。実施経費の削減額は約19.5億円、実施前に比べて74.3%と大幅な削減率でありました。また、構築及び改修に要した経費、及び運用管理に係る費用の削減額につきましてもそれぞれ約14.5億円、約5億円と、削減率にして74.4%、74.0%と大幅な削減率でありました。加えて市場化テスト実施前と市場化テスト実施後では運用期間が異なりますことから、運用管理に係る単年度経費についても比較しており、それにつきましても年間約5千万円、削減率にして70.6%と、こちらも大幅な削減率を達成することができました。

評価でございますが、民間競争入札におきまして競争性が大きく働き、先ほどご説明したとおり構築費、運用管理経費におきまして大幅な削減率を達成しております。

次に4の民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。(1)に書いてありますが、現在政府のオープンデータ化の流れを受けて、広域交通管制システムに集約された1カ月間の断面交通量情報などを一般に提供しているところであります。その実現のためには1カ月間のデータを抽出する必要がございますが、これまでは5分ごとのデータしか抽出できませんでしたが、受託事業者におきまして任意の期間で効率的にデータを抽出できるようにツールを提供していただきました。また都道府県警察では平成27年度からプローブ情報と呼ばれる車両の走行・挙動履歴を収集しておりますが、そのデータについても警察庁において集約しております。プローブ情報を分析して交通対策に用いるため、プローブ情報を効率的に抽出できるツールを新たに導入していただいております。

(2)におきましては、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを警察職員でも更新できるようにするために受託事業者に作業マニュアルを作成していただくとともに、(3)に

おきましては、警察職員が障害切り分けを容易にできるようにするために通信ログの取得項目を詳細に出力できるようにしていただいております。また、導入当初ディスク障害が多発していたことから、ディスクアレイの予備ディスクを1つから4つに増設していただいております。

次に5の全体的な評価でございます。本事業におきましては、先ほどご説明いたしましたとおり4者からの応札がございまして競争性は確保されております。また、対象業務の質におきましても、アンケート結果が「満足」及び「やや満足」が70%に達していない項目が一部ございましたが、その後、システム改修を行い利便性が向上しております。また、障害対応窓口未対応、保守員未派遣、業務管理の不備に起因したシステムの停止機能等はいずれもございませんでした。今後の実施状況につきましては警察庁会計業務検討会議においてチェックを受けることとしております。

なお、警察庁におきましては、平成30年6月に実施されました行政事業レビュー公開プロセスにおきまして、広域交通管制システムと連携して動作するプローブ情報処理システムについて審議が行われまして、民間有識者からは広域交通管制システムとプローブ情報処理システムとの統合改修や調達に当たっての競争性の確保に向けた工夫をすべきとの評価を受けております。警察庁におきましては民間有識者からの評価を踏まえ、広域交通管制システムを更新するに当たりプローブ情報処理システムとの統合を図ることによりシステムの更なるスリム化を図ります。また、更なる競争性を確保するためプログラム調達とハードウェア調達を分離し、プログラム開発が行えない事業者でもハードウェア調達に参入できるようにするほか、プログラム調達においては既存業者に有利とならないよう、2カ年と十分な開発期間を確保することとしております。なお、プログラム調達につきましては平成31年度から平成32年度の2カ年、ハードウェア調達につきましては平成32年度の1カ年で実施する予定としております。

最後に6の今後の事業につきましては、総合的に判断いたしまして良好な実施結果が得られておりますことから、終了プロセスへ移行した上で、自ら対象業務の質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと考えております。以上で説明を終わります。

○井熊主査 どうもありがとうございました。それでは続きまして同事業の評価（案）につきまして総務省より説明をお願いします。なお説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料E-1、広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務の評価についてという資料に沿ってご説明いたします。事業の概要等につきましては、ただいま警察庁

からご説明がございましたので割愛いたします。

評価の概要ですが、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。1枚おめくりください。対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき質の達成状況につきましては全て適切に履行されております。実施経費ですが、従来経費と比較して構築については74.4%、単年度当たりの維持管理経費につきましては70.6%削減されており、経費削減が達成されているものでございます。

次のページです。評価のまとめですが、確保されるべき達成目標として設定された質については全て目標を達成していると評価できます。実施経費についても構築に係る経費、維持管理に係る経費、いずれも削減されており、公共サービスの質の維持向上とあわせて経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

今後の方針ですが、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。市場化テスト終了後の事業実施については警察庁がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。それではただいまのご説明につきましてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○梅木副主査 ご説明どうもありがとうございます。また4者応札ということで非常に競争性は高まっているのかなと思います。1点確認させていただきたいんですけども、今回実施経費が70%超とかなり大幅に削減されているところがすごくいいなと思うんですけども、これは具体的にどのようにされたのか、何かご存じでしょうか。サービスの内容・範囲は特に変わらないで、以前と比べるとこれだけ変わったということですか。

○岡本室長 従前は3つのシステムを個別に契約をしていたものを1つにしましたので、ダブっていた部分がなくなるという効果が1つあるかと思います。サービスの質については、従来の3つのシステムのサービスを全て網羅した新しいシステムにしておりますので、維持向上になっているので、そこでサービスの質が落ちたということではありません。競争性が働いたと考えておまして、先ほど少しご説明しましたけれども、1者は予定価格よりも低コストに落として落札されておりますので、競争性が働いたという部分もかなり効果があった一面ではないかと考えております。

○梅木副主査 ご説明ありがとうございます。

○井熊主査 ほかにいかがですか。

○関野副主査 ちょっと納得できないんですけども、あまりにも効果があつて納得できないとは申しわけないんですけども、重複していると言ったんですけども、例えば広域交通管制システムとマルチディスプレイシステムと、あと交通情報検証システムですか、どこの部分が一番ダブっていて経費節減になったということなんでしょうか。以前の3つのシステムのどこがダブっていたのかわかりますか。

○齋藤課長補佐 今回マルチディスプレイはディスプレイなので省くんですけども、交通情報検証システムと広域交通管制システムで各都道府県でサーバをそれぞれ設置していた。それぞれ端末があつたということなんですけれども、それがサーバが1つになる、端末も大幅に減らしたということがございますので、それで機器がものすごく減つたというところがあります。

○関野副主査 つまり前は51都道府県あつて51サーバが別々にあつたと。

○齋藤課長補佐 はい。

○関野副主査 それが単に1になつたと。

○齋藤課長補佐 そうです。

○関野副主査 なるほど。よく理解できました。ありがとうございました。

○井熊主査 ほかにいかがですか。

○宮崎専門委員 この評価のところにあえて書いていただいているので確認ですけども、次期のプローブ情報システムというのはこれから調達されるんですか。

○岡本室長 プローブ情報処理システムというのは現在あります。平成25年度の補正予算で整備したプローブ情報処理システムというのがありまして、今回の広域交通管制システムの更新とあわせて今現在使っているプローブ情報処理システムの更新を実施する予定で、少し説明いたしましたけれども、共通する部分がありますので、経費の削減のためにその2つのシステムを一括して調達することを考えております。

○宮崎専門委員 わかりました。この広域交通管制システムを安く受注すると次のプローブ情報処理システムを入札する上で、一括でやる上で有利不利とかいうのがないように、同じタイミングで調達されるということですよ。

○岡本室長 はい。

○宮崎専門委員 わかりました。

○井熊主査 3者が価格内に入っているわけなんですけれども、この落札事業者はほかの事業者に比べてかなりコスト的に安かつたんですか。

○岡本室長 今回落札した沖電気工業が、先ほど7億円と言いましたけれども、もう少し細かく言うと約6億7,000万円です。

○井熊主査 2位と比べるとそんなにぶっちぎっているということでもないんですかね。

○齋藤課長補佐 多分3者とも頑張ったというのが正直なところだと思います。

○井熊主査 今回の落札者以外の3者は、今まで3つに分かれていたシステムを受注していた会社ないしはグループの会社ですよ。

○齋藤課長補佐 沖電気工業は違います。

○井熊主査 沖電気以外は。

○齋藤課長補佐 そうです。

○井熊主査 ですから、沖電気はこれを統合したシステムに対してチャレンジャーだったわけですね。

○齋藤課長補佐 そうです。

○井熊主査 チャレンジャーだったから既存の事業者よりも頑張ったという感じで、内容を見たときにダンピングのようなものは確認できなかったということですね。

○齋藤課長補佐 はい。

○井熊主査 わかりました。ほかに何か確認するべき点はございますか。よろしいですか。それでは本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは本事業の審議を踏まえ、本件につきましては市場化テストを終了プロセスに移行することとして監理委員会に報告したいと思います。非常に成果が、よ過ぎたということはないんですけれども、よかったということもありまして、次の事業で予定価格の設定とかで十分ご検討をされてくださいと申し上げたいと思います。では本日はどうもありがとうございました。

○岡本室長 どうもありがとうございました。

(警察庁退室)

— 了 —